

(非公式訳)

投資委員会事務局告示

第 Por.5/2547

件名：デジタル・コンテンツの定義の決定

投資委員会はソフト・ウェア事業を奨励することを発布したが、
仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条および第 16 条の権限に基づき、2004 年 6 月 11 日における投資委員会の承認により投資委員会事務局は以下の通りデジタル・コンテンツの定義を決定する。

種類	定義
1.Animation, Cartoon & Characters	コミュニケーションあるいはストーリーの伝達のためにコンピューター技術による動画の創造を意味する。その形態として動画制作の一部としてキャラクターを開発・創造し、モデルとして使用する二次元（2D）あるいは三次元（3D）のものがある。
2. Computer-generated Imagery	コンピューター技術によるグラフィック・アニメーションであり、映画（Feature Film）、テレビ、ビデオなどを通じて表現されるものを意味する。
3.Web-based Application	主としてブラウザーあるいは Hypertext Transfer Protocol (http) を通信プロトコールとしてアクセスでき、html あるいは他の言語でデータを表示するアプリケーションを意味し、主に Thin-client tier(web browser), Presentation tier (web server), Application tier (application server)そして database tier がある。
4.Interactive Application	ユーザーのデータ入力や指示によりアプリケーションまたはシステムとปฏิสัมพันธ์がで、事前に設計された方向および形でマルチメディア形態で反応し、さまざまなアプリケーションあるいはマルチメディア・オブジェクトを表示するシステムを意味する。アプリケーションまたはシステムの例として interactive game, interactive TV, digital movies, virtual reality application がある。

ข้อคิดเห็น[u1]: interaction

ประกาศ ป. 5/2547 เรื่อง การกำหนดความหมายของงาน Digital Content

4. 機械輸入期限および事業開始期限の延長は以下の基準に基づくものとする。

4.1 機械輸入期限延長は奨励証書で定められた期限より最高3回で1回につき1年間とし、事業開始期限の延長は機械輸入期限満了時より6ヶ月延長する。

4.2 第4.1項における期限延長は、第ポー3/2545号投資委員会事務局告示に基づく機械輸入の権利を利用した者はその延長回数を第4.1項の延長回数に加算しなければならない。

4.3 事業開始期限の延長のみの場合、1回のみで1年間延長する。

5. 研究開発および環境汚染解消・予防の機械は奨励期間中いつでも輸入できることとする。

6. 本告示に基づく実務上に問題がある場合は書記長の了解の上、プロジェクト審査小委員会で検討する。

告示日 2005年1月18日。

(サーティット・シリランカマーノン)
投資委員会事務局長